

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

福祉管理課

1 改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が平成 23 年 5 月 2 日に公布、施行されたことに伴い、災害援護資金の貸付けの特例措置を定める必要があるため、所要の改正を行う。

2 改正概要

東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の貸付け要件を次のとおり緩和する。

(1) 償還期間

10 年 ⇒ 13 年

(第 13 条第 2 項、付則第 2 項関係)

(2) 据置期間

原則 3 年 ⇒ 6 年

特例 5 年 ⇒ 8 年

(第 13 条第 2 項、付則第 2 項関係)

(3) 貸付け利率

保証人を立てる場合 (現行では必須) 3 パーセント ⇒ 零パーセント

保証人を立てない場合 規定なし ⇒ 1.5 パーセント

(第 14 条、付則第 2 項関係)

(4) 償還免除条件

「貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたために災害援護資金を償還できなくなったと認められるとき」に加えて、新たに「無資力又はこれに近い状態にあるため償還金の支払の猶予を受けた者が、支払期日到来から 10 年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合」を償還免除条件とする。

(第 16 条第 3 項、付則第 3 項関係)

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日等

公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

5 条例施行規則の改正

本条例改正にあわせて、葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）を次のとおり改正する。

（1）改正概要

①貸付けを受けられる期間の特例措置

被災の日の属する月の翌月の1日から起算して3月を経過する日まで ⇒ 平成30年3月31日まで

（条例施行規則第6条第3項関係）

②保証人を立てない場合の特例措置

「保証人の連署した災害援護資金借用書」を「災害援護資金借用書」と読み替える。

（条例施行規則第9、10、11、17条関係）

③様式に関する規定の削除

条例施行規則に定める各種様式（第1号様式から第16号様式）に関する規定を削除し、区長が別に定めることとする。

（条例施行規則第5、6、8、9、12、13、14、15、17条関係）

（2）施行期日等

本条例公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

6 災害援護資金の貸付け対象となる被害

住家被害の指針となる「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月 内閣府（防災担当）」のうち、地盤に係る住家被害認定において、傾斜による判定に、大規模半壊と半壊が追加されたため、区内の液状化被害の一部が貸付け対象の被害となる。

傾斜による判定の追加

（1）大規模半壊 $1/60 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/20$

（2）半壊 $1/100 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/60$

※四隅の傾斜の平均が $1/20$ 以上の場合は、全壊（従来どおり）

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例（傍線の部分は改正部分）

現 行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条から第12条まで (略)</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き3パーセントとする。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(償還等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条から第12条まで (略)</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き3パーセントとする。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(償還等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及</p>

び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第17条 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第17条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

(東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る災害援護資金の貸付けの特例)

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「3パーセント」とあるのは「1.5パーセント(保証人を立てる場合にあつては、零パーセント)」とする。

3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第16条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第3項の規定によるものとし、令第8条の規定は適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第2項及び第3項の規定は、平成23年3月11日から適用する。